

農山漁村振興交付金交付要綱

〔 制 定 平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2327 号
最終改正 令和 2 年 4 月 1 日付け 元農振第 2657 号 〕
農林水産事務次官依命通知

（通則）

第 1 農山漁村振興交付金（以下「交付金」という。）の交付については、農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 交付金は、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進することを目的とする。

（交付の対象及び交付率）

第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第 3 に定める農山漁村振興推進計画に基づき、実施要綱第 2 の 2 の（1）に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が行う下記に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

- （1）地域活性化対策
- （2）中山間地農業推進対策
- （3）山村活性化対策

- (4) 農泊推進対策
- (5) 農福連携対策
- (6) 農山漁村活性化整備対策
- (7) 都市農業機能発揮対策

- 2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表1に定めるところによる。
- 3 別表1の区分の(4)のオの(イ)及び(6)に掲げる事業については、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知)第7の2に規定する交付金の額の限度(以下「交付限度額」という。)の年度ごとの交付限度額(以下「単年度交付額」という。)は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲とする。

$$\text{単年度交付額} = \frac{\text{交付対象事業ごとに「交付限度額} \times \text{A} - \text{B}」}{\text{により算出した額の合計額}}$$

A: 交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

B: 前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率: 交付対象事業の事業費に対する執行业業費の割合

- 4 前項において、交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

(流用の禁止)

- 第4 別表1の区分の欄に掲げる各事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(申請手続)

- 第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする事業実施主体(別表1の区分の(4)のオの(イ)及び(6)に掲げる事業にあっては、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領第5の4の規定により活性化計画を提出した計画主体。以下「事業実施主体等」という。)は、別表2において左欄に掲げる事業実施主体等の区分に応じ、右欄に掲げる者(以下「交付決定者」という。)に対し、交付申請書正副2部を提出しなければならない。
- 2 事業実施主体等は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消

費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金の消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第 6 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第 7 交付決定者は、第 5 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体等に対しその旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 8 事業実施主体等は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した書面を交付決定者に提出しなければならない。

（契約等）

第 9 事業実施主体等（地方公共団体を除く。）は、交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 事業実施主体等（地方公共団体を除く。）は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第 10 事業実施主体等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書正副 2 部を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 11 に規定する軽微な変更を除く。

(2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 11 に規定する軽

微な変更を除く。

(3) 交付事業を中止し、又は廃止しようするとき。

2 交付決定者は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 11 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表 1 の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第 12 事業実施主体等は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類 1 部を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第 13 事業実施主体等は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第 4 号の概算払請求書正副 2 部を交付決定者に提出しなければならない。

ただし、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第 14 事業実施主体等は、交付事業の交付決定に係る年度の各四半期（第 1・四半期及び第 4・四半期を除く。別表 1 の（4）のオ、（5）のア及び（6）の事業にあつては、12 月とする。）の末日現在において、別記様式第 6 号により事業遂行状況報告書 1 部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第 5 号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体等に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第 15 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、事業実施主体等は、交付事業を完了したときは、その日から、一月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）ま

で、実績報告書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

2 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。

3 第5第2項のただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体等、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第16 交付決定者は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業実施主体等に通知するものとする。

2 交付決定者は、事業実施主体等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第17 交付決定者は、第10第1項第3号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 事業実施主体等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施主体等が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体等が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 交付決定者は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第18 事業実施主体等は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第19 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号及び第5号の大臣の定める財産は、それぞれ1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 事業実施主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

4 前項の承認については、第18第2項の規定を準用する。

(交付金の経理)

第20 事業実施主体等は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 事業実施主体等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属

する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

- 3 事業実施主体等は、処分を制限された取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

- 第21 事業実施主体等のうち地方公共団体にあつては、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

- 第22 事業実施主体等のうち地方公共団体は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第5から第21まで(第7を除く。)の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、地方公共団体は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接交付事業者は、(1)の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第11号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 都市農村共生・対流総合対策交付金交付要綱(平成25年5月16日付け25農振第378号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 農村集落活性化支援事業補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26農振第1918号農林水産事務次官依命通知)
 - (3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知。以下「プロジェクト支援交付金交付要綱」という。)
- 3 2に掲げる通知によって平成27年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

- 4 プロジェクト支援交付金交付要綱の規定により次年度の単年度交付限度額の算定において調整することとした事業について、平成 28 年度において本交付金を充てて実施しようとする場合、第3の4の規定により平成 28 年度以降に調整するものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前に着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、都市農業機能発揮対策事業補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2002 号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。
- 3 この通知による改正前の農山漁村振興交付金交付要綱及び前項の規定による廃止前の都市農業機能発揮対策事業交付要綱により平成 29 年度までに着手した事業並びにこの通知による改正前の農山漁村振興交付金交付要綱の第3の1の（5）に掲げる事業のうち平成 30 年度に着手するものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表 1

区分	経費	交付率	軽微な変更
(1) 地域活性化対策			次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更
ア 活動計画策定事業	農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知）別表の事業の種類欄の1に掲げる事業の実施に要する経費	定額	
イ 人材発掘事業	農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領別表の事業の種類欄の2に掲げる事業の実施に要する経費	定額	
ウ 農山漁村情報発信事業	農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領別表の事業の種類欄の3に掲げる事業の実施に要する経費	定額	
(2) 中山間地農業推進対策			次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更
ア 中山間地農業ルネッサンス推進事業	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）別表1の事項欄の1に掲げる事業の実施に要する経費	定額	
イ 地域密着型農業者等サポート体制強化事業	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領別表1の事項欄の2に掲げる事業の実施に要する経費	定額	
(3) 山村活性化対策			次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更
ア 山村活性化対策事業	農山漁村振興交付金（山村活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2261号農林水産省農村振興局長通知）別表の事項欄の1に掲げる事業の実施に要する経費	定額	
イ 商談会開催事業	農山漁村振興交付金（山村活性化対策）実施要領別表の事項欄の2に掲げる事業の実施に要する経費	定額	

(4) 農泊推進対策			次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更
ア 農泊推進事業	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知）別表1の事項欄の1に掲げる事業の実施に要する経費	定額	
イ 人材活用事業	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領別表1の事項欄の2に掲げる事業の実施に要する経費	定額	
ウ 農泊地域高度化促進事業	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領別表1の事項欄の3に掲げる事業の実施に要する経費	定額（ただし、トイレの改修に係る交付率は1/2以内とする。）	
エ 農家民宿転換促進費	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領別表1の事項欄の4に掲げる事業の実施に要する経費	定額	
オ 施設整備事業			
(ア) 活性化計画に基づかない施設整備			
① 市町村・中核法人実施型	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領別表1の事項欄の5の(1)のイに掲げる事業の実施に要する経費	1/2	
② 農家民泊経営者等実施型	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領別表1の事項欄の5の(1)のイに掲げる事業の実施に要する経費	1/2	
(イ) 活性化計画に基づく施設整備	ア 事業費 農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領別表1の事項欄の5の(2)に掲げる事業の実施に要する経費	定額（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領別表1の交付額算定交付率の欄に掲げる交付額算定交付率（定額、1/3、4/10、4.5/10、1/2、5.2/10、5.5/10、6/10））	
	イ 附帯事務費 アの事業に係る事務であって、都道府県が事業の実施、指導監督等を行うものに要する経費	定額（1/2以内）	
	アの事業に係る事務であって、市町村等が事業の実施、	定額（1/2以内）	

	指導監督等を行うものに要する経費		
カ 広域ネットワーク推進事業			
(ア) 都道府県単位における取組	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領別表1の事項欄の6の（1）に掲げる事業の実施に要する経費	定額	
(イ) 全国単位における取組	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領別表1の事項欄の6の（2）に掲げる事業の実施に要する経費	定額	
(ウ) 地方農政局単位における取組	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領別表1の事項欄の6の（3）に掲げる事業の実施に要する経費	定額	
(5) 農福連携対策			次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更
ア 農福連携整備事業	農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2271号農林水産省農村振興局長通知）別表の事項欄の1に掲げる事業の実施に要する経費	1/2 以内	
イ 農福連携支援事業	農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領別表の事項欄の2に掲げる事業の実施に要する経費	定額	
ウ 農福連携人材育成支援事業			
(ア) 農福連携サポーター育成・派遣支援事業	農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領別表の事項欄の3の（1）に掲げる事業の実施に要する経費	定額	
(イ) 施設外就労コーディネーター育成支援事業	農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領別表の事項欄の3の（2）に掲げる事業の実施に要する経費	定額	
エ 普及啓発等推進対策事業			
(ア) 普及啓発等推進事業	農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領別表の事項欄の4の（1）に掲げる事業の実施に要する経費	定額	

<p>(イ) 都道府県支援事業</p>	<p>農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領別表の事項欄の4の（2）に掲げる事業の実施に要する経費</p>	<p>定額</p>	
<p>(6) 農山漁村活性化整備対策</p>	<p>ア 事業費 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領別表1の交付対象事業の欄に掲げる事業の実施に要する経費</p> <p>イ 附帯事務費 アの事業に係る事務であつて、都道府県が事業の実施、指導監督等を行うものに要する経費</p> <p>アの事業に係る事務であつて、市町村等が事業の実施、指導監督等を行うものに要する経費</p>	<p>定額（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領別表1の交付額算定交付率の欄に掲げる交付額算定交付率（定額、1/3、4/10、4.5/10、1/2、5.2/10、5.5/10、6/10））</p> <p>定額（1/2 以内）</p> <p>定額（1/2 以内）</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更 事業メニューの新設又は廃止</p>
<p>(7) 都市農業機能発揮対策</p> <p>ア 都市農業機能発揮支援事業</p> <p>イ 都市農業共生推進等地域支援事業</p>	<p>農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2293号農林水産省農村振興局長通知）別表第1の事項欄の1に掲げる事業の実施に要する経費</p> <p>農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）実施要領別表第1の事項欄の2に掲げる事業の実施に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更

別表2（第5から第8まで、第10、第12から第17まで及び第19関係）

農山漁村振興交付金に係る交付決定者

事業実施主体等の区分	交付決定者
地域活性化対策のうち人材発掘事業及び農山漁村情報発信事業、山村活性化対策のうち商談会開催事業の事業実施主体等、農泊推進対策のうち広域ネットワーク推進事業（全国単位における取組）、農福連携対策のうち普及啓発等推進対策事業（普及啓発等推進事業）並びに都市農業機能発揮対策	農林水産大臣
上記以外の事業の事業実施主体等	
事業の実施地域が北海道に所在する事業実施主体等	農林水産大臣
事業の実施地域が沖縄県に所在する事業実施主体等	内閣府沖縄総合事務局長
事業の実施地域が北海道及び沖縄県以外の都府県に所在する事業実施主体等	事業の実施地域を管轄する地方農政局の長

（注）地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。

令和 年度農山漁村振興交付金交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔別表2の左欄に掲げる事業実施主体等の区分に応じ、
それぞれ同表右欄に掲げる者〕

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農山漁村振興交付金交付要綱第5の規定に基づき、 円を交付されたく申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費	負担区分				備 考
		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
1 ○○対策 (1) △△対策 ア ××事業 (ア) □□ ※別表1の区分の欄に掲げる区分 を記載する。	円	円	円	円	円	
合 計						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫交付金 2 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 ○○対策 (1) △△対策 ア ××事業 (ア) □□ ※別表1の区分の欄に掲げる区分 を記載する。	円	円	円	円	
合 計					

予算議決（又は予算議決予定） 令和 年 月 日
（事業実施主体等が地方公共団体の場合に記載する。）

6 添 付 書 類

- (1) 事業実施主体等の寄付行為、定款等の団体規約
 - (2) 資金及び負債に関する事項が分かる書類
 - (3) 収支予算（直近の収支決算）
 - (4) 別表1の区分の(4)のオの(イ)及び(6)に掲げる経費にあつては、地区別事業内容及び配分表（別紙1）
 - (5) 地方公共団体が間接交付事業者に交付金を交付する場合は、都道府県又は市町村の交付金の交付に関する規程又は要綱
- (注) 1 地方公共団体が事業実施主体等の場合は、(1)から(3)までの添付を要しない。
 2 (1)から(3)までは、公募に応募した際等に提出した資料に添付したものから変更があつた場合に添付すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体等〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

令和 年度農山漁村振興交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔別表2の左欄に掲げる事業実施主体等の区分に応じ、
それぞれ同表右欄に掲げる者〕

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知があった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、農山漁村振興交付金交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記（注2）

- (注) 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

令和 年度第 四半期農山漁村振興交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

官署支出官地方農政局総務部長殿

交付決定者が大臣である事業にあっては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、
交付決定者が内閣府沖縄総合事務局長である事業にあっては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長、
交付決定者が地方農政局長である事業であって、事業を実施しようとする地域が北陸農政局、東海農政局、
近畿農政局及び中国四国農政局管内に所在する場合は官署支出官地方農政局総務管理官、その他の都県に所在する場合は官署支出官地方農政局総務部長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記により金 円を概算払いによって交付を受けるため、農山漁村振興交付金交付要綱第13の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

令和 年 月 日現在

区分	事業に 要する経費	国庫交付金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残高 (A-(B+C))		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	月 日迄予定 出来高	金額	月 日迄予定 出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
合計										

- (注) 1 区分の欄は、別表1の区分の欄の事業名を記載する。
2 出来高については、小数点以下第2位を切り上げし小数点以下第1位まで記載する。

令和 年度第 四半期農山漁村振興交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
 (別表2の左欄に掲げる事業実施主体等の区分に応じ、
 それぞれ同表右欄に掲げる者)

官署支出官地方農政局総務部長殿

交付決定者が大臣である事業にあっては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、
 交付決定者が内閣府沖縄総合事務局長である事業にあっては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長、
 交付決定者が地方農政局長である事業にあって、事業を実施しようとする地域が北陸農政局、東海農政局、
 近畿農政局及び中国四国農政局管内に所在する場合は官署支出官地方農政局総務管理官、その他の都県に所在する場合は官署支出官地方農政局総務部長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
 団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
 代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、農山漁村振興交付金交付要綱第14の規定に基づき、第 四半期の末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて、金 円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

令和 年 月 日現在

区分	事業に要する経費	国庫交付金 (A)	既受額額 (B)		遂行状況報告 第・四半期 末の出来高	今回請求額 (C)		残高 (A-(B+C))		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	月 日迄 予定出来高	金額	月 日迄 予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
合計											

- (注) 1 区分の欄は、別表1の区分の欄の事業名を記載する。
 2 出来高については、小数点以下第2位を切り上げし小数点以下第1位まで記載する。

令和 年度農山漁村振興交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
 (別表2の左欄に掲げる事業実施主体等の区分に応じ、
 それぞれ同表右欄に掲げる者)

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
 団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
 代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知があった事業について、農山漁村振興交付金交付要綱第14の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 事業遂行状況

区 分	実 施 計 画		○月末出来高		進捗率 (B/A)	備 考
	事業に要する経費 (A)	国庫交付金	事業費 (B)	国庫交付金		
	円	円	円	円	%	
合 計						

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
 2 「実施計画」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された金額について記載すること。
 3 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（施設整備工事は、出来高を金額に換算した額、それ以外は事業に要した支払額）を記載すること。
 4 進捗率については、小数点以下第2位を切り上げし小数点以下第1位まで記載する。

2 事業着手年月日 令和 年 月 日

3 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

令和 年度農山漁村振興交付金実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
別表2の左欄に掲げる事業実施主体等の区分に応じ、
それぞれ同表右欄に掲げる者

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農山漁村振興交付金交付要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として農山漁村振興交付金 円の交付を請求する。)

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要した経費	負担区分				備 考
		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
1 ○○対策 (1) △△対策 ア ××事業 (ア) □□ ※別表1の区分の欄に掲げる区分を記載する。	円	円	円	円	円	
合 計						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 令和 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫交付金 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 ○○対策 (1) △△対策 ア ××事業 (ア) □□	円	円	円	円	
※別表1の区分の欄に掲げる区分 を記載する。					
合 計					

(注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。

なお、間接交付事業者に対し交付金を交付している場合にあつては、記の5(2)の備考欄に、間接交付対象事業者に対する交付金の交付が完了した年月日を記載すること。

2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写し及び領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

また、処分制限を受ける財産の取得があつた場合は、別記様式第9号の財産管理台帳を添付すること。

3 別表1の区分の(4)のオの(イ)及び(6)に掲げる経費にあつては、以下の資料を添付すること。

- ・地区別事業内容及び配分表(別紙1)
- ・附帯事務費(別紙2)(該当する支出があつた場合に限り添付するものとする。)
- ・工事雑費(別紙3)(該当する支出があつた場合に限り添付するものとする。)

令和 年度農山漁村振興交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔別表2の左欄に掲げる事業実施主体等の区分に応じ、
それぞれ同表右欄に掲げる者〕

住 所（地方公共団体の場合は省略）
団 体 名（地方公共団体の場合は省略）
代表者役職（都道府県知事、市町村長） 氏 名 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった農山漁村振興交付金について、農山漁村振興交付金交付要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3－2）	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
別表の区分の3に掲げる経費にあつては、都道府県又は市町村並びに事業主体毎に添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
別表の区分の3に掲げる経費にあつては、都道府県又は市町村並びに事業主体毎に添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書

(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)

- 事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者役職

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

別紙2 附帯事務費（別記様式第7号関係）

区 分	事業に 要する 経費	交付額	都道府県費	市町村 費	その他	備 考
1 都道府県附帯事務費 人件費 給料 職員手当等 謝金 旅費 庁費 報酬 給料 職員手当等 共済費 需用費 〇〇〇 〇〇〇 2 市町村等附帯事務費 〇〇市 謝金 旅費 庁費 報酬 給料 職員手当等 共済費 需用費 〇〇〇 〇〇〇 〇〇町 〇〇〇 〇〇〇 〇〇土地改良区 〇〇〇	円	円	円	円	円	
合 計						

別紙3 工事雑費（別記様式第7号関係）

地区名	事業実施主体等	事業費	工事雑費	備考
○○地区 ○○地区	○○市 ○○土地改良区 ○○土地改良区	円	円	
合計				